

令和5年度

第6回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年8月10日

多良木町農業委員会

令和5年度 第6回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年8月 10 日(月) 午前9時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田 中 英 一			3番	本 田 茂	4番	川 邊 優 二
5番	北 崎 義 郎			7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩			12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利			20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

2番	田 嶋 英 功	6番	川 越 恭 子	11番	武 藤 和 弘	19番	舟 守 隆
----	---------	----	---------	-----	---------	-----	-------

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第16号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5 議案第17号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見決定について

日程第6 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 皆様、ご起立をお願いいたします。おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまで本総会を事務局にて進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。本日、4名の方が欠席されておりますが、会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立しております。それでは、ただいまより、令和5年度第6回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さんおはようございます。

○各委員 おはようございます。

○議長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第4条の規定により、会長は、総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきますよろしくお願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、3番の本田委員、4番の川辺委員を指名いたします。よろしくお願いします。日程第2、議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 14 号の説明をさせていただきます。配付しております

議事日程表 1 ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第 2、議案

第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、

農地の権利移転について、許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定

するものでございます。今回は 4 件の許可申請がっております。番号 1、当事者住所氏名、

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物

件、[REDACTED]、地番 [REDACTED]。計 [REDACTED] 筆となっております。地目は登記現況とも [REDACTED]、

面積計の [REDACTED] 平方メートルです。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおり

となっております。現地につきまして、3 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。

[REDACTED] を、[REDACTED] から [REDACTED] に約 [REDACTED] メートル進んだ [REDACTED] の農地とな

っております。3 ページの地図では、中央黒枠で囲んだ箇所となっております。今回、譲受人

となる [REDACTED] さんのご自宅に隣接する農地となっております。1 ページにお戻りください。番号

2 の説明をいたします。番号 2、当事者、住所氏名、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物件、[REDACTED]、地番、[REDACTED] 番地。

ほか [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] 筆となっております。地目は登記現況とも、[REDACTED]、面積、計の [REDACTED] 平方メートル

です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地に

つきましては、4 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。

からメートルほど進みますと、があります。そこからさらにメートル、進んだの農地となります。4 ページの地図では中を黒枠で囲んだ箇所となります。今回、譲受人となるさんにつきましては、地図の黒枠の左上の方となります。1 ページにお戻りいただき、番号 3 の説明をいたします。番号 3、当事者住所氏名、譲渡人、。譲受人、。申請物件、。地番、。計筆となっております。地目は登記現況とも、面積計の平方メートルです。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきまして、5 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。番号 2 で説明いたしましたか所からへ約メートル進んだの農地となります。5 ページ位置図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。今回、譲受人となるさん宅のの農地となります。1 ページにお戻りいただき、番号 4 の説明をいたします。番号 4、当事者、住所氏名、譲渡人、。譲受人、。申請物件、。地番、。外筆の計筆となっております。地目はにつきましては、登記現況とも。につきまして、登記現況ともとなっておりますが、につきましては、地籍調査によりまして、現地確認不能ということになっております。面積計の平方メートルです。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。

現地につきまして、6 ページ、7 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。位置につきましては、[] でございます、[] と、[] の交差点から [] を [] メートル進みますと、[] の入り口となっております。そこから [] を [] に、約 [] メートル進んだ [] の農地と約 [] メートル進んだ [] の農地約 [] メートル進んだ [] の農地となっております。6 ページの地図では黒枠で囲んだ箇所となりますが、上のほうが []、下のほうが [] です。7 ページのほうをご覧ください。7 ページの地図では、黒枠で囲んだ箇所となりますが、上のほうが、[]、下のほうが [] となっております。今回、申請物件に記載されております [] につきましては先ほど申しましたとおり、地籍調査時に現地確認不能となっておりますが土地台帳上残っているために、今回合わせて所有権移転がなされているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いします。

○9 番 はい、9 番福屋です。議案第 14 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査を報告いたします。今回 4 件の申請がありましたが、昨日 9 日水曜日に、9 番私福屋、10 番中村委員、14 番中神委員で調査いたしました。番号 1 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、現地調査の結果、利便性の向上のため、隣接する所有農地との畔をとり払い 1 枚にされている状況でした。[]、[] は農振農用地区域外農地ですが、隣接する []、[] が、農振農用地区域内農地となっており、今回申請の物件は、2 筆を 1 枚にされたこ

○議長 はい。ただいま事務局の報告と事前調査の報告がございましたが、本件について、皆さん
方何かご意見はございませんか。

○7番 7番。

○議長 はい、7番。

○7番 7番目です。たびたび、[REDACTED]が出てきますが、[REDACTED]の現在の活動状
況等、もし分かっているならば、説明方お願いしたいと思います。

○議長 事務局。

○係長 はい、事務局。(聞き取れず)

○議長 よろしいでしょうか。

○7番 はい。

○議長 はい、ほかに何かございませんか。

○3番 3番。

○議長 はい、3番。

○3番 はい3番、本田です。番号の1番と2番ですね。これ[REDACTED]ってなってますけど別に
交換じゃなかですよ。[REDACTED]さんが[REDACTED]さんにやり、は[REDACTED]さんが、[REDACTED]さんにやるという。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 はい、事務局長。交換でなく今回売買をされるということで、申請があつているとこ
ろでございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○3番 はい。

○議長 はい、ほかにございませんか。はい。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第3、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい。それでは、日程第3、議案第15号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表8ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第3、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての副申意見を決定するものでございます。今回は1件の許可申請がっております。番号1、当事者住所氏名、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物件、[REDACTED][REDACTED]、[REDACTED]外筆の計[REDACTED]筆となっております。地目は登記[REDACTED]、現況につきま

して[]は[]、外筆は[]となっております。面積は計の[]平方メートルです。権利の内容、転用の理由、施設の概要につきましては記載のとおりとなっております。今回の申請につきましては、譲渡人が、相続をされ、今回、譲渡しの話が進む中で農地が無断転用されていたということが分かっており、始末書つきの申請となっております。現地につきまして、9 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。広域農道を[]から[]に向かいますと、[]というものがございます。そこからさらに[]に進んだ南側の農地となっております。9 ページの地図では黒枠で囲んだ箇所となります。転用者は、[]を営む法人で、今回の用地を取得して、事務所の用に供することとなっております。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地でおおむね、10 ヘクタール未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。土地の利用計画の内容は、[]に既存する住宅を事務所兼住宅、[]を苗穂及び木材など資材置場や、社員用の駐車場、[]を所有するトラックの駐車場として利用する計画となっております。今回の申請につきましては、代替地の検討や転用行為を行う必要な資力が確保されていること。遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みがあること。また、周辺農地に係る営農条件への影響が生じないと見込まれること等を確認しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○14 番 はい。議案第 15 号の農地法第 5 条の許可申請に対して調査報告をいたします。今回 1 件の申請がありましたが、昨日 9 日、9 番福屋委員、10 番中村委員、14 番私中神で調査いたし

ました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で、第 2 種農地となります。代替性の検討を適切になされており、立地基準も満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施工規則第 57 条の不許可の要件に該当しないと思われますので、一般基準も、満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 4、議案第 16 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。

なお、本件については、議事参与の案件がございますので、13 番尾方委員は退席をお願いいたします。はい、それでは事務局より説明をお願いいたします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 それでは、10 ページ目をお開きください。日程第 4、議案第 16 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 5 年第 8 回多良木町農用地利用集積計画を定めるこ

とについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項の規定による別紙計画書について、8 月 3 日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました議事作業の方の集積計画についてご説明をいたします。別冊の集積計画書をご覧ください。こちらの 6 ページ目になります。

番号 1、使用貸借権の再制定となります。番号 1、利用権を設定する農用地の所在、
、地番、地目、面積 平米。外 筆の計算 筆で、合計 平米でございます。利用権を設定するもの。住所、
、氏名。経営面積は記載のとおりです。料金の設定を受ける者、住所、
、氏名、。経営面積は記載のとおりです。利用権の存続期間、令和 5 年 9 月 26 日から令和 10 年 1 月 28 日、賃借料は 円です。こちら再設定の 4 年となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める。農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。

以上で説明終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございますか。

○各委員 ありません。

○議長 はい、ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。退席者の入室をお願いいたします。はい、それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは、別冊の修正計画書の総括表でご説明をいたします。1 ページ目をお開きください。まず、利用権設定の賃借権でございます。新設定が1件で、田が2633 平米、計の2633 平米です。こちら5 年が1 件となっております。続きまして、再設定が6 件で、田が1 万9981 平米。計の1 万9981 平米となっております。2 年が2 件、3 年が1 件、5 年が1 件、10 年が2 件となっております。賃借権の合計が7 件で、田が2 万2614 平米、合計の2 万2614 平米となっております。続きまして、使用貸借権です。新設定はございません。再設定が3 件で、田が、1 万4859 平米。畑が2353 平米。計の1 万7212 平米です。4 年が1 件、5 年が1 件、10 年が1 件となっております。使用貸借権の合計が3 件で、田が1 万4859 平米。畑が2353 平米。合計の1 万7212 平米です。続きまして右側の所有権移転でございます。公社売渡しが2 件で、田が3 万7478 平米。合計の3 万7478 平米となっております。こちらの公社売渡し分の所有権移転分について詳細を説明いたします。9 ページ目をお開きください。番号1 でございます。所有権移転する農地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積、[REDACTED] 平米。ほか、こちら次の10 ページまでの部分となります。合計の [REDACTED] 平米となっております。所有権を移転する者、住所、[REDACTED]、氏名、[REDACTED]

、所有権の移転を受けるもの。住所、 、氏名、
。対価 円、10 アール当たり 円です。対価の支払い
方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。元の所有者が、
さんと さんでございます。続きまして番号2です。10 ページですね。所有権を
移転する農地の所在、 、地番 、地目 、面積 平米。外 筆の合計の
平米です。所有権を移転する者住所、 、氏名、
。所有権の移転を受けるもの。 、 。対
価 円、10 アール当たり 円、対価の支払い方法、対価の支払い期限、
所有権の移転時期は記載のとおりでございます。元の所有者の方が、 さんと
さんでございます。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を
改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項に定める農用地利用集積計画の農地
の効率的利用、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わりま
す。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませ
んか。

○3番 3番。

○議長 はい3番、本田委員。

○3番 3番、本田です。この圃場というのは多良木町のどこにあるのかな。

○議長 どこですか。

○3番 9ページの番号1です。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、こちらはですね圃場整備がしてなくてですね、ご自身で、使いやすいように、基盤整備をされております。なので各面積ですね、沢山の面積が、地番があって、その中にたくさんさんの地番があるような状態となっております。こちらについては今回、地籍調査が入りまして、大分、地番のほうも合筆され、数的には大分少なくなってるんですけど、今時点ではまだ、こういった複数の地番が集まっているような状態となっております。

○議長 よろしいでしょうか。

○3番 はい。

○議長 はい、ほかに何かございませんか。

○11番 11番。

○議長 はい、11番。

○11番 11番、武藤です。■■■さんと■■■さんの関係は。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、こちらは特に、お2人のご関係はなくてですね。ただ、場所的に近いということです。

○議長 二人は親戚。

○係長 本当ですか。すみません。親戚ということですが、場所的にも近くということで、今回、改めて一緒に同時期に売買をされたという形になります。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、補足をさせていただきますと、今年4月の総会で議案第1号の集積計画の意見決定に付し、[REDACTED]に売買した案件でございます、そこを今度は、[REDACTED]さんが一括して買われたということでございます。場所につきましては[REDACTED]さん、周辺の農地でございます。

○議長 はい、よろしいでしょうか。

○11番 はい。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第5、議案第17号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは 11 ページ目でございます。日程第 5、議案第 17 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、多良木町長より、意見を求められているので、意見を決定するものとするものでございます。こちらが先月の総会ですね、その他の際に、皆さん方のほうに、こちらのほうの町の基本的な構想ですね、変更案ということでお配りをさせていただいておるところでございます。そちらについてこちらが、令和 5 年の 4 月にですね、農業経営基盤強化促進法の一部改正がございまして、それに伴いまして、県が定めている、こちらの農業経営基盤強化促進に関する基本的な基本方針というものがございます。そちらのほうが今回の基盤強化法の改正に伴いまして、変更になりまして、今度は町が位置づけておりおります今回の基本構想ですね、県の基本方針が変更された関係で、町の基本構想も、変更しなければならないということとなっております。そちらが、それに伴いまして、農業経営基盤強化促進法の施行規則第 2 条のほうで、こちらのほう、農業委員会と J A のほうに意見を求めて、最終的な意見をまとめた上で、それを公表するというような形になっております。今回、その関係で、農業委員会のほうに、こちらの内容について、意見等ないかということの分が町長よりあっております。今回の変更部分につきまして、皆様方の中に、意見等をですね、お聞きいたしましてそれを、多良木町長、町のほうにですね、おつなぎしたいと思っておりますので、何かご意見等ありましたらそちらのほうお話

しいただければと思います。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、先月の総会でですね、お配りをいたしました農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更概要という文書がですね、お手元に行っていると思いますが、本件について何か皆さん方、追加等のご意見がございましたら、よろしく願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

○係長 意見等がなければもう意見なしという形で送らせていただきます。

○議長 何もございませんか。

○各委員 何もございません。

○議長 はい、ないようでしたら、原案どおりでということでよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、それでは、事務局、よろしくお願いします。

○係長 それでは、今、意見なしということでございますので、そういった形で多良木町、町長のほうに回答させていただきます。お世話になりました。ありがとうございます。

○議長 続きまして日程第 6、報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 それでは、12 ページ目でございます。日程第 6、報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規

定による、小作地の合意解約の報告について、令和5年6月27日から令和5年7月25日まで分となっております。まず、番号1でございますけれども、こちら、[REDACTED]さんが耕作となっております。続きまして、番号2でございます。こちら、本日、農地法3条の申請にもございましたけれども、今回、その後は、借人の[REDACTED]さんが3条で農地を購入ということになっております。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが本件について何かご質問はございませんか。

○20番 20番。

○議長 はい、20番、星原委員。

○20番 今の2番ですが、面積が[REDACTED]、ですよね。で、1ページの売買のほうがですね、[REDACTED]平米ですよ。ここは少し残っとですかね。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。こちらがですね、ここが県道改良のほうにかかりまして、実際、借りてる面積は[REDACTED]平米で、貸し借りをされてたんですけども、今現在は、その面積が、県道改良で、一部道路になってしまって面積が、その分減っててですね。はい。ちょうどここで、貸し借りの契約自体は県道改良前の分で貸し借りの契約をしてあるものですから、そこでちょっと面積が変わっております。

○議長 はい、ほかにございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 無いようでしたら日程第6の報告第5号はこれで終わります。続きまして日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、事前調査の日程ですが9月の8日金曜日、午前9時から行いたいと思いますが、調査委員に2番の田嶋委員、15番の岩野委員、16番の塩塚委員を指名いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、よろしくお願いします。田嶋委員には、事務局のほうから確認をお願いいたします。

○事務局 はい。

○議長 総会ですが9月の11日、月曜日、午前9時から行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい。それでは、事前調査を9月8日、9時から総会を9月の11日、午前9時から行いますのでよろしくお願いいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。これで今回の総会を閉じたいと思います。お世話になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令

和5年度第6回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 本田 茂

委員 川邊 優二

書記 魚住 雅彦